

四日市市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

四日市市教育長 廣 瀬 琢 也

四日市市教委規則第 4 号

四日市市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

四日市市教育委員会事務局処務規則（昭和 3 9 年四日市市教委規則第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（組織） 第 4 条 委員会事務局に副教育長及び教育監各 1 人並びに次の課及び係を置く。 教育総務課 教育施設課 管理係 施設係 学校教育課 学事係 教職員係 保健給食係 人権・同和教育課 <u>教育推進課</u> <u>育ち支援課</u>	（組織） 第 4 条 委員会事務局に副教育長及び教育監各 1 人並びに次の課及び係を置く。 教育総務課 教育施設課 管理係 施設係 学校教育課 学事係 教職員係 保健給食係 人権・同和教育課 <u>指導課 指導第一係 指導第二係</u> <u>教育支援課</u>
（事務分掌） 第 6 条 副教育長、教育監、課及び係の事務分掌は次のとおりとする。 副教育長 （略） 教育監 （略） 教育総務課 （略） 教育施設課 （略）	（事務分掌） 第 6 条 副教育長、教育監、課及び係の事務分掌は次のとおりとする。 副教育長 （略） 教育監 （略） 教育総務課 （略） 教育施設課 （略）

学校教育課（略）

人権・同和教育課（略）

学校教育課（略）

人権・同和教育課（略）

指導課

指導第一係、指導第二係

- (1) 学校教育の指導助言に関する
こと。
- (2) 教育課程に関すること。
- (3) 教科書その他教材の取扱に関
すること。
- (4) 教育指導に関する資料の作成
、刊行に関すること。
- (5) 生徒指導に係る指導助言に関
すること。
- (6) 生徒指導に係る調査及び報告
に関すること。
- (7) 児童、生徒の非行化防止事業
に関すること。
- (8) 生徒指導に係る相談業務に関
すること。
- (9) 生徒指導に係る事務の保護矯
正機関との連絡調整に関するこ
と。
- (10) 課の庶務に関すること。

教育支援課

- (1) 教育関係職員の研修に関するこ
と。
- (2) 教育用コンピュータ機器の整備
及び運用支援に関すること。
- (3) 教育課題に係る調査及び研究に
関すること。
- (4) 三泗教育研修運営委員会に関す
ること。

教育推進課

- (1) 学校教育の指導助言に関するこ
と。
- (2) 教育課程に関すること。
- (3) 教科書その他教材の取扱に関す
ること。
- (4) 教育指導に関する資料の作成、
刊行に関すること。
- (5) 教育関係職員の研修に関するこ
と。
- (6) 教育用コンピュータ機器の整備
及び運用支援に関すること。
- (7) 教育課題に係る調査及び研究に
関すること。
- (8) 三泗教育研修運営委員会に関す
ること。
- (9) 四日市市立教育センター及び四
日市市視聴覚センターに関するこ
と。

- (5) 就学支援及び特別支援教育に関
すること。
- (6) 教育相談に関すること。
- (7) 不登校児童生徒の適応指導に関
すること。
- (8) 四日市市立教育センター及び四
日市市立視聴覚センターに関する
こと。
- (9) その他教育に関する調査及び研
究並びに研修に関すること。
- (10) 登校サポートセンターに関する
こと。
- (11) 課の庶務に関すること。

(10) みんなのブカツ推進室に関する
こと。

(11) その他教育に関する調査及び研
究並びに研修に関すること。

(12) 課の庶務に関すること。

育ち支援課

(1) 生徒指導に係る指導助言に関す
ること。

(2) 生徒指導に係る調査及び報告に
関すること。

(3) 児童、生徒の非行化防止事業に
関すること。

(4) 生徒指導に係る相談業務に関す
ること。

(5) 生徒指導に係る事務の保護矯正
機関との連絡調整に関すること。

(6) 就学支援及び特別支援教育に関
すること。

(7) 教育相談に関すること。

(8) 不登校児童生徒の適応指導に関
すること。

(9) 登校サポートセンターに関する
こと。

(10) 課の庶務に関すること。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(教育委員会教育総務課)